

広報

えびな

11/15日号

編集・発行 海老名市役所 市長室

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

代表 ☎046(231)2111 ㊟046(233)9118

㊚ http://www.city.ebina.kanagawa.jp

「広報えびな」は、市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。

㊚ 同センター（☎237・3001）

「あなたのフィールドへ。海老名市」

新政策・都市ブランドの創出事業を展開中！

㊚ 政策事業推進課（☎235・4635）

インフル予防の心掛けを

市内でも、インフルエンザの感染が拡大しています。感染予防には、旦ころの心掛けが大切です。また、新型インフルエンザワクチンの接種が始まりますので、今回はこの概要をお知らせします。

インフル流行 警報レベルに

県内でインフルエンザが流行する中、市内でもインフルエンザ患者数が、「インフルエンザ流行警報（※）」の水準を超えたことが確認されました。このほど、ほとんどの新型インフルエンザ患者であると想定され、今後、感染の拡大が懸念されています。皆さんも感染予防のため、次の点を心掛けてください。

- ▽十分な休養と栄養を取り、抵抗力を高める
- ▽頻繁な手洗い・うがい
- ▽咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、ほかの人から顔を背ける）
- ▽外出時のマスク着用
- ▽発熱・咳・くしゃみが出た



▲ワクチン接種を受ける医療従事者

重症化を防ぐため ワクチン接種を 順次開始

※インフルエンザ流行警報：インフルエンザの流行の程度を表す目安。インフルエンザ定点として定められた県内338カ所の医療機関で、インフルエンザの患者数を週ごとに把握し、保健福祉事務所ごとに、この報告数を報告医療機関数で割った値を算定値が10人を超えた場合に注意報、30人を超えた場合に警報を発表する。

新型インフルエンザは、強い感染力があるものの、感染した人の多くが軽症で済むこと、抗インフルエンザウイルス薬が有効であることなどから、季節性のもとの類似点が多いことが特徴です。しかし、多くの人に免疫がなく感染の拡大が予測され、特に基礎疾患のある人は重症化する可能性が高いとされています。

◎基礎疾患のある方と 妊婦を優先

ワクチン接種は、当面、確保できるワクチンの総量に限りがあるため、国が重症化する可能性が高い方を対象者として定め、優先的に実施することとしています。現時点で県における接種スケジュールは下表のとおり

○ワクチン優先接種対象者と時期（11月2日現在）

接種スケジュールは、ワクチンの供給状況や接種回数の見直しにより、変更されることがあります

対 象 者			開始時期	
優先接種対象者	1	医療従事者	実施中	
	2	基礎疾患のある （最優先）	入院患者	11月5日～
			入院患者以外の方	11月16日～
		妊婦		11月16日～
		基礎疾患のある方（その他）		12月上旬～
	3	小児（1歳～小学3年生）		12月後半～
	4	1歳未満の小児の保護者等（※）		平成22年 1月後半～
その他	小学4年生～高校生に相当する年齢の方		平成22年 1月後半～	
	高齢者（65歳以上）			

※身体上の理由で予防接種が受けられない優先対象者の保護者等を含みます

◎接種ができる 医療機関について

予防接種ができる市内の医療機関は、左下表の疾患に該当しても、対象にならない場合があります。

▽提示する物
①生活保護受給者証 ②平成21年度課税証明書

○基礎疾患の対象範囲

基礎疾患の分類	優先接種対象者の説明
慢性呼吸器疾患	・気管支ぜんそくや慢性閉塞（へいそく）性肺疾患 ・脳性麻痺（まひ）などで誤嚥（ごえん）の危険性がある方
慢性心疾患	血行動態に障害がある方 ※高血圧を除く
慢性腎疾患	※透析中または腎肝移植後の方を含む
慢性肝疾患	※慢性肝炎を除く
神経疾患・神経筋疾患	免疫異常状態または呼吸障害等の身体脆弱（ぜいじやく）状態を生じた疾患・状態にある方
血液疾患	※鉄欠乏性貧血、免疫抑制療法を受けていない特発性血小板減少性紫斑病と溶血性貧血を除く
糖尿病	妊婦・小児、併発症のある方。またはインスリンおよび経口糖尿病薬による治療を必要とする方
疾患や治療に伴う免疫抑制状態	※悪性腫瘍（しゅよう）、関節リウマチ・膠原（こうげん）病、内分泌疾患、消化器疾患、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染症の方を含む
小児科領域の慢性疾患	※染色体異常症、重症心身障がい児・者を含む

◎基礎疾患のある方 接種は医師が判断

基礎疾患の範囲の基準は左下表のとおりです。これらの基礎疾患のある方について、接種対象になるか、また、より優先する接種対象になるかは、医師が国の基準に従って判断します。予約前に、かかりつけ医へご相談ください。なお、かかりつけ医がない方は、市保健相談センターへご相談ください。

医療従事者以外の接種対象者は、当面、2回接種とされています。費用は、1回目接種時Ⅱ3600円、2回目接種時Ⅱ2550円（1回目と異なる医療機関で接種した場合は、3600円）です。

※市民税非課税世帯とは、世帯構成員の全員に平成21年度市民税が課税されていない世帯です。同証明書は市民税課で発行（1通300円）しています。

◆市保健相談センター（☎235・7880、受付Ⅱ8時30分～17時15分）

【健康に関する相談窓口】

◆県健康増進課（☎045・3585、受付Ⅱ平日8時30分～17時）

【ワクチン接種の問い合わせ先】

◆県厚木保健福祉事務所 新型インフルエンザ相談窓口（☎224・1111、受付Ⅱ平日8時30分～17時）

◆厚生労働省 新型インフルエンザ電話相談窓口（☎03・3501・9031、受付Ⅱ平日10時～18時）